

令和 7 年度
さいたま市文化財保護審議会
— 第 1 回 —

日時 令和 7 年 7 月 3 0 日（水） 1 4 時～
会場 さいたま市役所 特別会議室

さいたま市教育委員会

さいたま市文化財保護審議会次第

1 開 会

2 会長・副会長の選出

3 議事録について

(1) 前回議事録報告

(2) 今回議事録署名委員選出

4 議 事

(1) 報告事項

ア 第1号 令和7年度文化財保護及び保存事業の概要について

イ 第2号 さいたま市文化財保存活用地域計画運営協議会の設置について

(2) 諮問事項

ア 第1号 市指定文化財の種別変更について

史跡 郷学戩穀堂の碑〔第31号(岩)〕

5 その他報告事項

6 閉 会

さいたま市文化財保護審議会委員名簿

令和7年4月1日現在

	氏 名	専門分野	肩 書
1	老川 慶喜	歴史資料	立教大学名誉教授
2	大越 久子	絵画	埼玉県立近代美術館主任専門員兼学芸員
3	小茂田 美保	天然記念物	目白大学非常勤講師
4	笹森 紀己子	考古・史跡	日本考古学会協会員
5	清水 紀枝	仏教彫刻	埼玉大学准教授
6	清水 亮	歴史資料	埼玉大学教授
7	長井 まみ	工芸品・保存修復	女子美術大学染織文化資源研究所研究員
8	成谷 俊明	天然記念物	元埼玉県立高校教諭
9	橋本 直子	古文書・歴史資料	さいたま市史編さん専門委員・立正大学非常勤講師
10	波多野 純	建造物	日本工業大学名誉教授
11	原 由美子	古文書	元埼玉県立文書館主幹
12	三田村 佳子	無形・民俗	民俗芸能学会理事
13	茂木 栄	無形・民俗	國學院大學名誉教授
14	山本 孝文	考古・史跡	日本大学教授
15	渡辺 洋子	建造物	芝浦工業大学名誉教授

任期 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

議 事

(1) 報告事項

第 1 号 令和 7 年度文化財保護及び保存事業の概要について

1 文化財保護審議会

会議

第 1 回「令和 7 年度文化財保護及び保存事業の概要について」他

令和 7 年 7 月 30 日

第 2 回「令和 7 年度文化財保護及び保存事業の概要について」他

令和 8 年 2 月頃予定

2 文化財の調査

(1) 指定候補調査

(2) 指定文化財の調査

ア 国指定文化財調査

イ 県指定文化財調査

ウ 市指定文化財調査

(3) 一般調査

3 文化財保存事業(補助金交付事業)

(1) 国指定

(2) 県指定

ア 有形文化財(典籍)「紙本墨書大般若波羅蜜多經」保存修理事業

(3) 市指定

ア 有形文化財(建造物)「永田家長屋門及び簾子塀」長屋門瓦葺替事業

イ 有形文化財(彫刻)「廓信寺木造金剛力士像」修理事業

ウ 史跡「膝子一里塚」樹木剪定事業

エ 天然記念物「圓乗院の千代桜」樹勢回復措置及び枯枝剪定事業

オ 天然記念物「法光寺のシイノキ」樹木剪定事業

4 指定文化財の普及啓発

(1) 刊行物

ア 文化財時報「榎りぽーと」(第 97 号～第 98 号)

イ 文化財保護年報(令和 6 年度)※電子データのみ

ウ さくらそう通信(35 号)※電子データのみ

(2) 啓発事業

ア サクラソウ Weeks2025

令和 7 年 3 月 28 日から 4 月 13 日

会場／田島ヶ原サクラソウ自生地、桜区役所

イ 見沼通船堀閘門開閉実演

令和 7 年 8 月 20 日

ウ 鈴木家住宅附属建物の公開 通年（毎週土・日曜日）

※臨時公開日令和 7 年 5 月 1 日、8 月 20 日

5 市所有・管理文化財の管理

（１）国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」

ア 開花期の監視・普及活動

イ 株数調査

ウ 外来植物等の除去

エ 草焼き

オ 樹木の剪定

カ 自然科学分析（土壌分析調査）

キ 土壌水分量調査

ク 風速調査

ケ サクラソウ生育状況調査

コ 植生調査

サ 灌水調査

シ 一部刈払い実験

ス 緊急調査報告書執筆

（２）国指定史跡「見沼通船堀」

ア 通常管理 草刈・樹木剪定

イ 清掃業務、鈴木家住宅附属建物防災設備点検

ウ 鈴木家住宅附属建物公開に伴う管理、東縁休憩施設維持管理

エ 西縁園路工事、サイン工事（国庫補助事業）

（３）国指定史跡「真福寺貝塚」

ア 通常管理 草刈・樹木剪定

イ 指定地の水位データ計測

ウ 整備に向けた指定地の発掘調査（国庫補助事業）

エ 泥炭層発掘調査のための仮設工事（国庫補助事業）

オ 指定地の拡大

カ 指定地の公有地化（国庫補助事業）

（４）県指定史跡「馬場小室山遺跡」

ア 通常管理 草刈・樹木剪定

（５）県選定重要遺跡「五味貝戸貝塚」

ア 通常管理 草刈

- (6) 市指定史跡「側ヶ谷戸古墳群」
 - ア 通常管理 草刈・樹木剪定
- (7) 市指定有形文化財「時の鐘」鐘楼用地
 - ア 通常管理 草刈・樹木剪定

6 国指定史跡「見沼通船堀」保存活用計画の策定

- (1) 川口市との協議、協定締結
- (2) 市民ワークショップの開催
- (3) 策定協議会の設置

7 埋蔵文化財の調査・保存

- (1) 開発事業との調整
- (2) 確認調査等の実施（国庫補助事業）
- (3) 発掘届の受理・指示
- (4) 市内遺跡発掘調査（国庫補助事業）の実施
- (5) 出土品再整理・再収納（国庫補助事業）の実施
- (6) 出土品の鑑査及び文化財認定
- (7) さいたま市遺跡調査会による発掘調査の指導

8 埋蔵文化財の普及啓発

- (1) 土器の館の公開
- (2) 真福寺貝塚 国史跡指定 50 周年記念シンポジウム 市内遺跡発掘調査成果発表会
（国庫補助事業）
 - 令和 7 年 10 月 26 日
 - 会場／埼玉会館 小ホール
- (3) 最新出土品展（国庫補助事業）
 - 令和 7 年 9 月 2 日から令和 7 年 9 月 15 日
 - 会場／さいたま市立博物館
 - 令和 7 年 9 月 29 日から令和 7 年 10 月 10 日
 - 会場／緑区役所
 - 令和 7 年 11 月 8 日から令和 7 年 11 月 21 日
 - 会場／コクーンシティ コクーン 2
- (4) 発掘調査報告書の刊行
 - さいたま市内遺跡発掘調査報告書第 25 集
- (5) 真福寺貝塚発掘調査現地説明会
 - 令和 7 年 12 月 6 日
 - 会場／真福寺貝塚
- (6) 真福寺貝塚体験発掘（学校との連携）

令和7年11月11日、11月13日

内容／現地で真福寺貝塚の話と発掘体験

対象／地元小学校の児童

第2号 さいたま市文化財保存活用地域計画運営協議会の設置について

1 概要

令和 6 年 12 月 20 日に文化庁によって認定された「さいたま市文化財保存活用地域計画」（以下「地域計画」）に掲げた、本市が目指す文化財保護行政の将来像である『みんなで語り、つなごう さいたまの宝』の実現のため設置する協議会。

本協議会では、地域計画に盛り込まれた保存と活用のための具体的措置について、その進捗にかかる検討及び協議を行う。

また、地域計画の計画期間が令和 12 年度末であるため、改訂に必要な事項についても協議を行う。

地域総ぐるみの考え方から、選出する委員は広く募るものとする。

2 委員選出区分

- (1) 学識経験者
- (2) 文化財所有者
- (3) 文化財に関する機関・団体の代表者
- (4) 商工関係団体の代表者
- (5) 観光関係団体の代表者
- (6) 市民代表者（公募）

※任期は 3 年の予定。

参考資料

令和 6 年度第 2 回さいたま市文化財保護審議会 議事録

令和6年度第2回 さいたま市文化財保護審議会 議事録

1 日 時 令和7年3月3日（月） 10時00分から10時50分まで

2 場 所 西会議棟第5会議室

3 出席者名

【委員】

所 属 等	分 野	氏 名	役 職
目白大学非常勤講師	天然記念物	小茂田 美保	
日本考古学会協会会員	考古・史跡	笹森 紀己子	
元埼玉県立民俗文化センター所長	彫刻・工芸品	内藤 勝雄	会長
女子美術大学染織文化資源研究所研究員	保存修復	長井 まみ	
元埼玉県立高校教諭	天然記念物	成谷 俊明	
日本工業大学名誉教授	建造物	波多野 純	
元埼玉県立文書館主幹	古文書	原 由美子	副会長
民俗芸能学会理事	無形・民俗	三田村 佳子	
國學院大學名誉教授	無形・民俗	茂木 栄	
日本大学教授	考古・史跡	山本 孝文	
芝浦工業大学名誉教授	建造物	渡辺 洋子	

【事務局】

所 属 名	職 名	氏 名
生涯学習部	部長	佐野 公子
文化財保護課	課長	小林 昌彦
文化財保護課	課長補佐	澤柳 秀実
文化財保護課 文化財保護係	課長補佐兼係長	磨田 顕寛
文化財保護課 埋蔵文化財係	係長	吉岡 卓真
文化財保護課 史跡整備係	係長	井上 拓巳
文化財保護課 文化財保護係	主査	村井 貴博
文化財保護課 史跡整備係	主査	栗原 達郎
文化財保護課 文化財保護係	主任	渡辺 竜行

4 欠席者名

【委員】

所 属 名	分 野	氏 名
立教大学名誉教授	歴史資料	老川 慶喜
埼玉県立近代美術館主任専門員兼学芸員	絵画	大越 久子
元埼玉県立文書館副館長	古文書・歴史資料	重田 正夫
埼玉大学教授	歴史資料	清水 亮

5 議 事

(1) 報告事項

第1号 令和6年度文化財保護及び保存事業の概要について

第2号 令和6年度指定文化財にかかわる申請書届出受理

第3号 国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」管理業務実施報告

6 公開・非公開の別 公開

7 傍聴人の数 0人

8 協議内容 下記のとおり

記

(1) 報告事項

第1号 令和6年度文化財保護及び保存事業の概要について

第2号 令和6年度指定文化財にかかわる申請書届出受理

第3号 国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」管理業務実施報告

前回審議会以降実施分調査報告（天然記念物調査6件、建造物調査1件）

さいたま市文化財保存活用地域計画の認定報告について

- ・第1号について、資料3ページから10ページにて報告(事前送付にて当日は説明省略)
- ・第2号について、資料11ページから13ページにて報告(事前送付にて当日は説明省略)
- ・第3号について、資料14ページから15ページにて報告(事前送付にて当日は説明省略)

・天然記念物調査報告

十王尊の大イチョウ・・・平成 21 年の剪定痕までの切戻しを対応策として 2 月剪定
氷川女體神社社叢・・・タブノキの剪定、他 2 本の伐採を対応策として 2 月までに剪定
宮原の大ケヤキ・・・剪定後の樹木全体の回復に向け残す枝を作りながら対応策として
3 月剪定予定
砂の大ケヤキ・・・枯死した枝、越境している枝の剪定を対応策として 3 月剪定予定
砂氷川社のモミ・・・枯死した枝等の剪定を対応策として 3 月剪定予定。樹勢の大幅な
減衰も危惧されるため、来年度も時期を見計らい調査予定
法光寺のシイノキ・・・鐘楼の屋根の方向に伸びる枝の剪定、参道側の全体を梳くよう
な樹冠を小さくしていく方向の剪定を対応策として来年度剪定
予定

・建造物調査報告

仲田家母屋座敷・・・国登録有形文化財提案候補物件として調査報告書を作成のうえ、
所有者とともに各種図面、所見等揃え次第、審議会に諮る予定

・さいたま市文化財保存活用地域計画について、令和 6 年 12 月に文化庁長官の認定を受
けた。これを機に文化財指定等検討候補を整理、共有、更新しながら、また、文化財指定
等基準について明文化に向けて動きながら、来年度以降文化財指定等の検討、調査を進め
ていく。

・各号及び調査報告等について、事務局に対し以下のような意見等があった。

(笹森委員)

文化財指定等検討候補に本寺南古墳出土埴輪があるが、まっ平らなところに発掘調査で
周溝が出てきたものであるため、報告書に合わせて本寺遺跡第 1 号墳出土埴輪というよう
に他との名称の整合性を取ってもらいたい。

(事務局)

確認し対応する。

(三田村委員)

里神楽師の岡田社中について、旧与野市の文化財に指定されていたが、旧与野市から旧浦
和市に引っ越したことを理由に解除となった。その後、旧浦和市では指定されていなかった

のか。

また、現在さいたま市に合併したことで解除された理由がなくなったのにそのままになっている。その経緯を教えていただきたい。現在指定されていないということでよいか。

(事務局)

岡田社中については現在も指定されていない。解除後の活動に関しては、地域に密着した活動というよりも、さいたま市を超えて全国的に人材を集め、プロの集団として活動していたと認識している。

(三田村委員)

報酬をもらって奉納する場合は指定されないということか。岡田社中はプロだと認識していて、だからプロとして報酬をもらっているから基準外ということではないか。

(事務局)

岡田社中について細かく調査したわけではないので、改めて調査を行う。

(茂木委員)

祭礼に呼ばれて報酬をもらう、イベントに出て報酬をもらうというのは普通の活動である。だから地域に密着していないといけないというのは当てはまらないのではないか。弟子をつくれば、またそこから広がって繁栄していくもので、さいたま市に江戸の里神楽があることが重要であるから、プロというか報酬を取るから指定解除というのはよくないのではないか。

(事務局)

改めて調査を行い確認する。

(内藤会長)

他に意見がなければ、事務局は意見を参考に進めるように。以上をもって、進行を事務局に戻す。

(事務局)

その他、意見があれば。

(笹森委員)

文化財保存活用地域計画について、さいたま市は膨大な指定文化財があるため作業量を心配していたが、認定されることができて素晴らしい。ひとつひとつの調査の洗い出しをして、それを実行していく作業の大変さ、采配を振るう大変さがあるだろう。今年の実績を見ても、埋蔵文化財の調査件数についても他市よりたくさんの方をこなしているの、人員の確保、文化財行政をやりたいという人員の確保をお願いしたい。

(渡辺委員)

文化財指定等基準を整理することは賛成だが、かなりの数の指定候補物件があり、特に建造物は傷みがひどいものも多く、洞雲寺の山門が指定解除の候補になってしまっている。また、昨年度指定した奥瀬アトリエもどう移設して活用していくかが未定である。地域計画を策定し、文化庁からも認定されたが、指定するからには責任があるため、いかにして公的な補助金を用意するかなど、その責任を果たしていけるような体制づくりを進めていただきたい。

(事務局)

地域計画が認定され、庁内に周知した結果、各関係部署から補助金の案内が届くようになった。これらについて、財源として少しでも確保できるよう考えていきたい。

(内藤会長)

文化財指定等基準は基本的に明文化されたものではなく、委員の感覚によるところが一番大きい。だから、数値や文言が明らかであっても、解釈の違いが出てくる。こういった点からも、委員が市内文化財を定期的に見る機会を作ってもらいたい。

また、政令指定都市の中で文化財の数の多さは上から数えた方が早い、予算に関しては下から数えた方が早いのではないかと。補助金についても、人間の感覚としてお金をもらうのともらわないのでは大きく異なる。指定の数だけ増やしたところで、その後どうするかという問題がある。昨年度指定された奥瀬アトリエについてもすぐに壊してしまい、材木だけ保管しても、その材木で再開するときにどれだけの予算がかかるのか。その当てもなくただ指定することは厳しいのではないかと。文化財の指定は保存・活用のためだが、下手に保存すればそのまま朽ちてしまう。それに対する手当が必要だが、機能していない。地域計画を机上の空論にしないために、予算の確保が急務と考える。また、県では学芸員の異動までの期間が長かった認識だが、さいたま市では異動までの期間が短く、それに加えて学芸員以外が多く入ってくるような人事の考え方が文化財行政の運営にとって問題なのではないかと。

(波多野委員)

洞雲寺の山門に関して、さいたま市の文化財行政の失敗だという認識をきちんと持つべきだ。それは、指定の時点でその価値が明確にされていないため、指定理由書自体が役に立っていない。そのあたりの古い歴史の雑さから始まって、相談もなく壊されてしまったことから、後始末みたいな形ではないか。少なくともちゃんとした関係を築けていれば、壊す前の相談の電話から初動があり、その後で問題になっていただろうに順番が逆ではないか。現在山門の部材は保管されてはいるものの、現地に残っていないことから解除せざるを得ない状況であるが、せつかく部材が残っているのだから、例えば浦和の民家園に再建することをまず考えるなど、検討してからの問題ではないか。プロセスが粗い。だから逆に言えば、その反省も含めた記録をまずはきちんと残して、いい答えが出ればそれに越したことはないが、まずは少なくとも関係者に聞き取りをしてでも正確な記録を残すべきである。

それから文化財の指定について、たくさんの順番待ちがある中で急遽指定した奥瀬アトリエだが、早く再建すべきである。ありがたいことに支援団体がたくさんいるのだから協力して、例えば団体がクラウドファンディングを考えなければならないのであれば、そのための支援を市がきちんとするといったようなプログラムを立てるべきだが、支援が弱いのではないか。協力してくれる人がたくさんいるのだから、その人たちをお願いする努力をすべき。

最後に、人事の問題。予算が確保できない中で、ちょっと待ってくださいと言える関係を築けていないことが大きな問題ではないか。神社やお寺、文化財所有者と、あなたがいるから待つといった関係を何故築けないかというと、人事異動があるから。来週行ったら違う担当者ではやはり信用されないということを明確に意識すべきで、文化財行政が長期間かけなければ築けない部分を大事にしてほしい。

(事務局)

文化財保存活用地域計画に基づく中長期的な視点から、改善を積み重ねながら文化財保護行政を着実に進めていきたい。

今回の任期を持って、内藤会長、重田委員が退任される。長きにわたり本審議会を支えていただいたことに感謝申し上げます。

これをもって審議を終了した。

以上